

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回.....（医療政策課）	9
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....（医療政策課）	9
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	9
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	10
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	10
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正.....（漁港漁村課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	11
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	11
○道路の供用の開始.....（道路課）	11
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	12
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	12
道人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	13
道公安委員会告示	
○風営適化法施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日及び地域の指定の全部改正.....	14
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	15
告 示	
北海道告示第440号	
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。	
なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健	

医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

財団法人小児愛育協会附属愛育病院（札幌市）
特定医療法人北楡会開成病院（札幌市）
大原病院（紋別市）
日高町立日高国民健康保険病院（日高町）

北海道告示第441号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項財団法人小児愛育協会附属愛育病院の事項中「札幌市中央区北3条西16丁目1番地」を「札幌市中央区南4条西25丁目2番1号」に、「平成22.10.31」を「平成23.6.30」に改め、同項特定医療法人北楡会開成病院の事項を削り、同項医療法人三和会札幌南整形外科病院の事項及び同項札幌社会保険総合病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

函館市の項医療法人函館渡辺病院の事項中「医療法人函館渡辺病院」を「特定・特別医療法人函館渡辺病院」に、「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

旭川市の項豊岡中央病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

釧路市の項医療法人孝仁会星が浦病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

帯広市の項社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団医修会とまこまい脳神経外科の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

紋別市の項大原病院の事項を削る。

石狩市の項石狩幸慥会病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

日高町の項日高町立日高国民健康保険病院の事項を削る。

広尾町の項広尾町国民健康保険病院の事項中「平成20.6.30」を「平成23.6.30」に改める。

北海道告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区

の役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

厚沢部土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成20 . 6 . 16	理 事	若 佐 清 春	檜山郡厚沢部町字美和300番地

空知川上流土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20 . 6 . 6	理 事	増 田 輝 男	空知郡南富良野町字金山市街地

北海道告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成20年 6 月25日、空知川上流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（和寒中央地区地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（区画整理、客土、暗きょ排水、除れき））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成20年 7 月 8 日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第445号

昭和43年北海道告示第2464号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道石狩支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道石狩湾沿岸厚田漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道石狩湾沿岸厚田漁港海岸保全区域

市町村名	海 岸 保 全 区 域
石 狩 市	指定の区域

1 点 の 位 置

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 基 点 | 1 | 北海道石狩市厚田区厚田12の 2 の南西角（原点 1 ）から 8 度30分 0 秒の方向157 .000メートルの点 |
| | 2 | 1 より175度 0 分 0 秒の方向264 .000メートルの点 |
| | 3 | 2 より207度 0 分 0 秒の方向81 .344メートルの点 |
| | 4 | 3 より260度14分 0 秒の方向37 .255メートルの点 |
| | 5 | 4 より 0 度 0 分 0 秒の方向32 .462メートルの点 |
| | 6 | 北海道石狩市厚田区厚田 3 の49の北東角（原点 2 ）から 167度 0 分 0 秒の方向77 .000メートルの点 |
| | 7 | 6 より179度 0 分 0 秒の方向75 .000メートルの点 |
| 補助点 1 の 1 | 1 | 1 より270度 0 分 0 秒の方向66 .000メートルの点 |
| | 1 の 2 | 1 の 1 より264度30分 0 秒の方向132 .000メートルの点 |
| | 5 の 1 | 5 より270度 0 分 0 秒の方向148 .962メートルの点 |
| | 6 の 1 | 6 より270度30分 0 秒の方向30 .000メートルの点 |
| | 7 の 1 | 7 より241度30分 0 秒の方向34 .000メートルの点 |

2 区 域

- | | |
|---------|---|
| 厚田北地区海岸 | 1、2、3、4、5、5 の 1、1 の 2、1 の 1 及び 1 の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域 |
| 厚田南地区海岸 | 6、7、7 の 1、6 の 1 及び 6 の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域 |

北海道告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------|-------------------------------|
| 1 | 保安林予定森林の所在場所 | 様似郡様似町字平宇216の 1、217の 3、221の 1 |
|---|--------------|-------------------------------|

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ10042の1・10042の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 天塩郡豊富町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 中西別計根別線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
野付郡別海町上春別303番6地先から 野付郡別海町上春別303番4地先まで	前	10 90mから 39 56mまで	288 96m	—
	前	9 20mから 23 60mまで	301 28m	—
	後	18 50mから 39 56mまで	288 96m	—

北海道告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 別 海 厚 岸 線 厚岸郡厚岸町奔渡町 7 丁目 140 番 1 地先から 平成 20 . 7 . 4
北海道釧路土木現業所 厚岸郡厚岸町筑紫恋 122 番 48 地先まで
道道 床 潭 筑 紫 恋 線 厚岸郡厚岸町床潭 35 番 1 地先から 同
北海道釧路土木現業所 厚岸郡厚岸町筑紫恋 119 番 3 地先まで

北海道告示第 451 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成 20 年 7 月 4 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------|--|
| 1 施 行 者 の 名 称 | 伊達市 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 室蘭圏都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 113 号永永西通及び 3 ・ 4 ・ 122 号竹原通） |
| 3 事 業 施 行 期 間 | 平成 20 年 7 月 4 日から平成 25 年 3 月 31 日まで |
| 4 事 業 地 | |
| 収 用 の 部 分 | 伊達市末永町地内 |

支 庁 告 示**北海道上川支庁告示第 76 号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成 20 年 7 月 4 日

北海道上川支庁長 坂 口 収

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

除雪トラック 4 台

交換契約により除雪トラック 2 台（10 t 級ダンプ、S 付き 1 台及び 7 t 級ダンプ、S 付き 1 台）及び除雪グレーダー 2 台（3.7m 級、A、2 W 付 1 台及び 4.0m 級、A 1 台）を契約の相手方に供し、除雪トラック 4 台（10 t 級、6 × 6、S ・ G ・ 2 W 付き 3 台及び 10 t 級、6 × 6、S ・ G ・ 1 W 付き 1 台）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成 20 年 11 月 28 日

(4) 納 入 場 所 北海道上川支庁長が指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成 19 年北海道告示第 13 号又は平成 20 年北海道告示第 43 号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成 20 年 7 月 4 日（金）から 7 月 17 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8613 旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市 6 条 19 丁目 1 番 1 号 北海道上川合同庁舎 3 階旭川土木現業所会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8613 旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成 20 年 7 月 30 日（水）午前 11 時（送付による場合は必着）

- (3) 開 札 場 所 (1) に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2) に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成 16 年北海道告示第 448 号 1 の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1) の場所で交付する。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：asahikawadoboku.somu@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 079 - 8613 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 4908

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

Snow Removing Truck (10tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 3 10tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade : 1) Quantity 4

B . Date and time for tender : 11 : 00 A.M., July 30, 2008

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月 4 日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14 - 53

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14 - 1）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「（グループリーダーに限る。）」を削り、同表知事部局の項本庁の項中「課室長」を「専門参事 課室長」に、「（グループリーダーに限る。）」を「（人事委員会が指定するものを除く。）」に、「主査 行政改革局の試験研究機関の運営

に係る事務を担当する主幹」を「主査」に、「主査 行政改革課の主幹（グループリーダーを除く。）」を「主査」に、「監視又は」を「監視、」に、「推進」を「推進又はPDCAサイクルに基づく行財政運営基本システムを推進管理し組織、定数、若しくは予算の配分に係る調整」に、「職員監等」を「試験研究機関改革推進室の主査 職員監等」に改め、「主幹（グループリーダーを除く。）及び」を削り、「人事課の主査 財政課の主幹（グループリーダーを除く。）」を「人事課の主査」に、「知事政策部の主幹（課に置かれるものを除く。） 知事政策部の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査（課に置かれるものを除く。） 知事政策部」を「政策審議局の主査 知事政策部総務課」に、「副知事秘書 計画室の主幹（グループリーダーを除く。）」を「副知事秘書」に、「船長」を「総括普及指導員 船長」に改め、同項支庁の事項中「（課に置かれるものを除く。） 地域振興部地域政策課の主幹」を「（人事委員会が指定するものを除く。）」に、「地方機関（課又は係が置かれるものに限る。）の長」を「地方機関（課又は係が置かれるものに限る。）の長 道税事務所課税課長」に改め、同項道税事務所の事項中「（グループリーダーに限る。）」を削り、同項消防学校の事項中「教頭」を「教頭 総務課長」に改め、同項環境科学研究センターの事項中「企画総務部長」を「部長」に改め、同項苫小牧地方環境監視センターの事項を削り、同項開拓記念館の事項中「総務部長」を「部長」に改め、同項衛生研究所の事項中「企画総務部長」を「部長」に改め、同項子ども総合医療・療育センターの事項中「（組織を代表して置かれるものに限る。）」を削り、同項精神保健福祉センターの事項中「事務長」を「事務長 部長」に改め、同項地質研究所の事項中「企画調整部長」を「部長」に改め、同項工業試験場の事項中「企画調整部長」を「部長 研究参事」に改め、同項食品加工研究センターの事項中「企画調整部長」を「部長」に改め、同項シンガポール事務所の事項を削り、同項農業試験場の事項中「総務部長」を「部長 企画情報室長」に改め、同項畜産試験場の事項、花・野菜技術センターの事項及び農業大学の事項中「総務部長」を「部長」に改め、同項水産試験場の事項中「総務部長 企画総務部長」を「部長 室長」に改め、同項水産孵化場の事項中「総務部長」を「部長 支場長」に改め、同項林産試験場の事項及び林業試験場の事項中「総務部長」を「部長」に改め、同項北方建築総合研究所の事項中「企画総務部長」を「部長」に改め、同項保健福祉事務所の事項中「社会福祉課長」を「社会福祉課の課長及び主幹」に改め、同項土木現業所の事項中「総務課長 事業課長 建設指導課長」を「課長 建設指導課主幹」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「課長」を「局室長 課長」に改め、「（グループリーダーに限る。）」を削り、「学芸主幹 総務課の予算事務の総括に係る事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。）」を「学芸主幹」に、「教育職員局の行政改革に係る事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。） 教育職員局の争訟事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。）」を「給与課の勤務実績の給与への反映に関する制度に係る事務を担当する主査」に、「医療参事」を「医療参事 専門参事」に改め、同項教職員検診センターの事項を削り、同項生涯学習推進センターの事項中

「所長 副所長」を「所長」に改め、同項近代美術館の事項中「事業部長」を「部長」に改め、同項教育研究所の事項中「庶務部長」を「部長」に改め、同表監査委員事務局の項及び労働委員会事務局の項中「（グループリーダーに限る。）」を削り、同表備考中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第71号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第4条第1項の規定により、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される地域の祭典等による特別な事情のある日及び当該祭典等が行われる地域を次のとおり指定する。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定（平成11年北海道公安委員会告示第34号）は、廃止する。

平成20年7月4日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

指 定 す る 日	指定する地域
年始（1月4日から同月8日までの間）	北海道内全域
盆（8月14日から同月17日までの間）	同 上
クリスマス及び年末（12月25日から同月31日までの間）	同 上
さっぽろ雪まつりが行われる日の翌日	札 幌 市
Y O S A K O Iソーラン祭りが行われる日の翌日	同 上
北海道神宮例祭が行われる日の翌日	同 上
函館港まつりが行われる日の翌日	函 館 市
住吉神社例大祭が行われる日の翌日	小 樽 市
おたる潮まつりが行われる日の翌日	同 上
旭川冬まつりが行われる日の翌日	旭 川 市
北海道護国神社慰霊大祭が行われる日の翌日	同 上
上川神社例大祭が行われる日の翌日	同 上
旭川夏まつりが行われる日の翌日	同 上

むろらん港まつりが行われる日の翌日	室 蘭 市
夏越祭が行われる日の翌日	芦 別 市
釧路神社例大祭が行われる日の翌日	釧 路 市
くしろ港まつりが行われる日の翌日	同 上
帯広氷まつりが行われる日の翌日	帯 広 市
北見ぼんちまつりが行われる日の翌日	北 見 市
おんねゆ温泉まつりが行われる日の翌日	同 上
北見神社秋季例大祭が行われる日の翌日	同 上
夕張神社祭典が行われる日の翌日	夕 張 市
岩見沢神社例祭が行われる日の翌日	岩 見 沢 市
あばしりオホーツク流氷まつりが行われる日の翌日	網 走 市
留萌神社例大祭が行われる日の翌日	留 萌 市
樽前山神社祭が行われる日の翌日	苫 小 牧 市
北門神社例大祭が行われる日の翌日	稚 内 市
空知神社秋季例大祭が行われる日の翌日	美 唄 市
江別神社例大祭が行われる日の翌日	江 別 市
鎮守出雲神社秋季例大祭が行われる日の翌日	赤 平 市
鎮守赤平神社例大祭が行われる日の翌日	同 上
もんべつ観光港まつりが行われる日の翌日	紋 別 市
士別神社例大祭が行われる日の翌日	士 別 市
名寄神社例大祭が行われる日の翌日	名 寄 市
金刀比羅神社例大祭が行われる日の翌日	根 室 市
千歳神社例大祭が行われる日の翌日	千 歳 市
砂川市民まつりが行われる日の翌日	砂 川 市
深川聖徳太子祭が行われる日の翌日	深 川 市
北海へそ祭りが行われる日の翌日	富 良 野 市
豊栄神社例大祭が行われる日の翌日	恵 庭 市
伊達神社秋季大祭が行われる日の翌日	伊 達 市
飯生神社例大祭が行われる日の翌日	長 万 部 町

江差姥神大神宮渡御祭が行われる日の翌日	江 差 町
岩内神社例大祭が行われる日の翌日	岩 内 町
余市神社祭典が行われる日の翌日	余 市 町
栗山天満宮例大祭が行われる日の翌日	栗 山 町
上富良野神社例大祭が行われる日の翌日	上 富 良 野 町
遠軽神社例大祭が行われる日の翌日	遠 軽 町
豊富八幡神社夏季例大祭が行われる日の翌日	豊 富 町
美幌神社秋季例大祭が行われる日の翌日	美 幌 町
白老八幡神社祭が行われる日の翌日	白 老 町
静内神社例大祭が行われる日の翌日	新 ひ だ か 町
厚岸港まつりが行われる日の翌日	厚 岸 町
弟子屈神社例大祭が行われる日の翌日	弟 子 屈 町
川湯神社例大祭が行われる日の翌日	同 上
別海神社例大祭が行われる日の翌日	別 海 町
中標津神社例大祭が行われる日の翌日	中 標 津 町
羅臼神社例大祭が行われる日の翌日	羅 臼 町

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第171号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 7 月 4 日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
車載式交通事故自動見分システム搭載車 3 式
- 2 落札を決定した日
平成20年 6 月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 三菱オートリース株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝 5 丁目34番 7 号
- 4 落札金額

月額 916,020円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成20年 5 月 7 日付北海道警察本部告示第118号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

